

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学の学生支援に関する方針については、「金城学院大学学生支援方針」（資料7-1）に定めており、規程集において学内教職員間で共有されている。

この方針は、福音主義キリスト教の精神にもとづき、学識と品性を併せ持ち、「地の塩」「世の光」となって社会に尽くす女性を育成するという本学における理念・目的に則り、一人ひとりの学生が安定かつ豊かな学生生活を送り学修に専念できるよう定められたものであって、入学から卒業までの一貫した支援を以下の方針のもと、全教職員が連携して進めるものとなっている。具体的には「修学支援」「学生生活支援」「キャリア形成支援」および「支援組織の連携と学生参加」という4分野における支援の体制を規定し、これらを通じた学生生活全般を支える基本的な方針が明示されている。

このように本学では、大学の理念・目的に基づき、福音主義キリスト教の精神に基づく高等教育を求める女性という入学者の傾向等を踏まえ、学生支援に関する方針を定め、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう努めている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応

・退学希望者の状況把握と対応

・奨学金その他の経済的支援の整備

・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

・学生の相談に応じる体制の整備

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

・キャリア教育の実施

・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、「金城学院大学学生支援方針」に基づき、全教員がアドバイザー（資料1-7【ウェブ】、16頁）として担当のアドバイザーの修学・学生生活・進路やキャリア形成また課外活動等について相談を受け、個別指導を行う体制を整えている（資料4-51）。これを本学では「アドバイザー制度」と呼称している。とりわけ、年に2回の定期個人面談と、オフィスアワーを利用した面談による指導を実施することが定められており、指導に要する学生の個人情報、学生ポータルシステムである「K-PORT」（資料7-2）内に設けられた教員限定の機能である「K-カルテ」（資料7-3）（資料4-51、9頁）にまとめられ、学生指導に利用されている。

また、3年ごとに実施している「学習と学生生活アンケート」（資料4-95）については、2018年度からはIR室がデータの取りまとめを行うことで、これらの結果を学生支援の参考にする体制の整備が進められている。また学生の学修成果を教員が確認し、指導に生かす体制を目指して、アドバイザー教員が「K-PORT」上で、学生の学修成果を閲覧できるように準備している。

本学における学生の修学に関する支援に関しては、種々の取り組みが行われているが、その中心となるのが、アドバイザー制度とオフィスアワー制度（資料1-7【ウェブ】、16

第7章 学生支援

頁)である。この二つの制度によって学生は、アドバイザーである各学科の専任教員に、みずからの学修や履修の在り方などについて相談するだけでなく、オフィスアワーを利用することで、アドバイザー以外の専任教員への質問・相談等ができるようになってい

る。

全学的には、こうしたアドバイザー制度とオフィスアワー制度を通して、学生の能力に応じた補習教育、補充教育が適宜行われているが、独自で課外に勉強会や模擬試験を実施している学科もある。たとえば生活環境学部生活マネジメント学科では、「ファイナンシャルプランナー養成コース」が「FP〔ファイナンシャルプランナー〕勉強会」を、「教員・公務員養成コース」が「公務員教養体験模試」を実施するなど、各コースの特徴に合った勉強会を行っている(資料7-4)。しかし、こうした補習教育や補充教育については、全学的な取り組みには展開できておらず、学科や教員の担当科目によって偏りがある。今後はこうしたケアの必要性自体について、全学的に検討すべきであろう。

本学では正課外教育として、授業外における外国語修得や多文化理解を進める機会を提供している。具体的には、国際交流センターのもと学生ボランティア団体である国際交流サポーターズ(通称 KING-Kinjo International Girls・KING)を中心に、留学生と日本人学生がともにそれぞれの文化を体験し交流できるイベントやプログラムが提供されている(資料7-5【ウェブ】)(資料7-6【ウェブ】)。また、学科においてもその専門教育を踏まえた形での正課外教育を実施している。例えば文学部音楽芸術学科においては、学科主催の演奏会や、セントラル愛知交響楽団等との共催によるコンサートなどを実施している(資料7-7【ウェブ】)。また、生活環境学部食環境栄養学科では、管理栄養士の学びに関係する正課外の取り組みに積極的に参加しており、学会発表や商品開発などの取り組みを積極的に進めている(資料7-8-1【ウェブ】)(資料7-8-2【ウェブ】)(資料7-8-3【ウェブ】)(資料7-8-4【ウェブ】)。

交換留学生や提携大学からの受入留学生に対しては、国際交流センターを中心に修学支援を行っている(資料6-29)。これら留学生の日本語修得や日常生活の支援のため、アドバイザー教員や日本人学生のランゲージ・パートナーが配置されている(資料7-9【ウェブ】)。また、日本人学生ボランティアとして、留学生寮での共同生活を通してサポートするレジデント・アシスタントの制度を設けている(資料7-5【ウェブ】)。

交換・受入留学生の受講に関しては、留学生科目だけでなく、留学生の志向に基づき、多くの専門教育科目を受けることができるようになっている。とくに、留学生向けインタ

第7章 学生支援

ーンシップや小中学校への留学生の授業派遣など、社会連携・社会貢献への参加を通じて、日本の社会・文化を深く学ぶことができる体制を整えている（資料 7-10）。このほか、学生生活支援センターにおいて、留学生の学生生活支援および私費留学生に対する修学支援の体制を整えている（資料 7-11）（資料 7-12）（資料 7-13）。ただし、これらの支援の多くは、交換・受入留学生を対象としたものであり、外国人留学生入試などで入学した正規の留学生に対する支援は十分でないため、全学的な情報共有を図っているところである。

本学では、障がいのある学生に対する修学支援についても取り組んでいる。具体的には、「障害を持つ学生の入学・修学に関するガイドライン」に基づき、入学前から卒業に至るまで組織的に修学支援を行っている（資料 5-30）（資料 7-14）。個々の学生支援はアドバイザー教員を基軸に授業配慮や生活支援の手配が行われ、合理的配慮を提供している（資料 7-15）。具体的には、保健センターが窓口となり、当該学生のアドバイザー・副学長・事務局が学生の状況について情報共有をした上で、障害学生支援協議会で協議し、適切な修学支援を行う体制となっている。

こうした種々の学修支援とともに、本学では成績不振の学生の状況把握と指導についても体制を整えている。この際もアドバイザー制度が基本となっている。すなわちアドバイザー教員がアドバイザーである学生の修学状況を把握するシステムである K-カルテによって、GPA に基づいた成績不振学生の情報を把握し、学生と個人面談を行い指導する体制となっている（資料 4-51、14 頁）。このように本学では、全学的に成績不振学生を把握し、アドバイザー制度を活用して、学生指導につなげているのである。学期毎の成績不振学生に対しては、その学期中にアドバイザーが面談することとなっているが、学生との連絡が付かないなどの理由で、十分な指導が行えない場合があるのが課題となっている。

留年学生または休学・退学を希望する学生の状況把握と対応もまたアドバイザーによって担われている。こうした学生に関しては、学科ではアドバイザーが、専攻では指導教員または副指導教員が随時面談等で対応し、学科・専攻会議等の場において情報共有をしている（資料 4-51、5 頁）。また休学および退学については、当該学生の所属する学部教授会または研究科委員会の議を経て、学長がこれを承認している（資料 1-3【ウェブ】、第 39～40 条、第 49 条）（資料 1-5【ウェブ】、第 29 条、第 31 条、第 37 条の 2）。

このほか、アドバイザーや指導教員は、学生の奨学金や学費の分納・延納の手続といった経済的支援に関する各種手続の仲立ちも行っている。本学では、経済的事情により修学

第7章 学生支援

が困難になった学生に対し、日本学生支援機構奨学金などの外部奨学金の他に、本学独自の奨学金制度として、給付型の金城学院緊急奨学金（資料 7-16）（資料 7-17）、金城学院大学父母会奨学金（資料 7-18）、金城学院大学利子補給奨学金（資料 7-19）、貸与型の金城学院大学貸与奨学金（資料 7-20）、みどり野会（同窓会）奨学金（資料 7-21）などを整えており、学生の状況に即した経済的支援を行えるようになっている。このような奨学金等の経済的支援に関する情報は、ウェブページ等を通じて学生に提供され、アドバイザーが学生と面談する際にも用いられている（資料 7-22【ウェブ】）。

このほか、文学部英語英米文化学科においては、2018 年度より、学科の 1～4 年生を対象とした全額サポートの留学奨学金制度を創設し実施している。対象学生は、一人 400 万円の奨学金を受け、オーストラリアのウエスタンシドニー大学で通訳・翻訳関連のプログラムを受講できるようになっている（資料 7-23）（資料 7-24）。

また博士課程においては、在学生独自の奨学制度（金城学院大学大学院特別奨学金）により経済的な支援がなされている（資料 7-25）。さらに学生が学会発表の際に、旅費交通費を助成する制度があり、活発な研究活動を支援している（資料 7-26）。

こうした従来から行われてきた支援に加え、2020 年度は、COVID-19 の感染拡大により増加した生活困窮学生への支援も積極的に行った。具体的には、日本学生支援機構の奨学金（資料 7-27【ウェブ】）に加え、これまで申請期日を前期・後期の年二回に定めていた金城学院緊急奨学金の申請を随時受付に変更して対応した（資料 7-16、第 3 条第 2 項）

（資料 7-28）。また、本学同窓会に対して新たな支援金の拠出を依頼し、これを受けることができています（資料 7-29【ウェブ】）。このほかにも、これまで実施してこなかった遠隔授業を受講するために必要となる環境整備について支援すべく、学生一人あたり 50,000 円を支給している（資料 7-30【ウェブ】）（資料 7-31【ウェブ】）。

授業の受講に際して必要となる費用（以下「実験実習費」）などの内容については、「履修費等取扱要項」に毎年定めている（資料 7-32）。また実験実習費の内容については、各学科における検討を経て、学部教授会において承認を受けてこれを定め、シラバス等において学生に明示している。

たとえば 2019 年度に、専門教育科目である「指揮法」において、新たに伴奏者の配置が必要であると判断した文学部音楽芸術学科は、その演奏料を実験実習費として設定することを学部教授会に求め、同教授会はこれに基づき審議・了承した（資料 7-33）。この

第7章 学生支援

実験実習費の徴収については、シラバスの「実験実習費」の欄に明記されている（資料7-34）。

このように本学では、幅広い学生支援を行っているが、その基本はアドバイザー制度である。学生は、どの教員が自分のアドバイザーであるかは、各学部の履修要覧別冊（資料7-35、11頁）（資料7-36、11頁）（資料7-37、9頁）（資料7-38、11頁）（資料7-39、11頁）において、また各教員のオフィスアワーについては各学科において学生に対し案内するなど、学生の相談に応じる体制を整備している。

なお、ハラスメントなど、学生にとってアドバイザーが直接関与することが難しい相談については、各学部に「ハラスメント相談員」を配置することで、相談者の被害や訴えに対応している。さらにハラスメントに関する人権委員会を設置し、被害や訴えに応じて調停委員会・調査委員会を立ち上げて解決にあたる体制を整えている（資料7-40）。本学では、「ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」を定め、これを学生ハンドブック『プランタン』（資料1-7【ウェブ】、20頁）と大学ウェブページに掲載し（資料7-41【ウェブ】）、全学新入生オリエンテーション・大学院新入生オリエンテーションにおいて概要を説明している。

このほか、学生の心身の健康や保健衛生および安全への配慮といったアドバイザー個人のレベルでは対応が難しいものについては、大学事務部学生支援部保健センター（資料7-42、第18条第16項）および学生相談室運営委員会（資料7-43）が主としてこれを担っている。

保健センターは、学内教職員や地域と連携しながら、救急処置、健康相談、健康診断、感染症対策、その他の保健に関する措置を適切に行っている（資料7-44【ウェブ】）（資料7-45）。また、健康診断の際、保健面談を対面で全学生に行い、必要な支援に速やかに対応できるようにきめ細かな対応をしている。

学生相談室運営委員会では、学生相談室から相談室の利用状況（利用人数、相談内容等）、学生相談室体制（カウンセラーの配置）（資料7-46）などの報告を受け、学生の心身の健康向上のための支援に努めている（資料7-47）。また、2019年度には学生相談室のカウンセラーを増員し相談受け付け時間を増加させるなどの対応を図った。こうした体制については、本学ウェブページ等で学生に周知している（資料7-48【ウェブ】）。

これらに加え、警備員室の設置や警備員の構内および通学路における配置を通して、学生の安全を確保している（資料1-7【ウェブ】、2頁）。また、災害時の学生の安否確認シス

第7章 学生支援

テムを整え、各期に実施する防災訓練においてシステムの確認を行っている（資料 1-7【ウェブ】、3 頁）。

このように本学では、きめ細かい学生支援の体制を整え、これを実施しているところであるが、学生の進路に関しても適切に支援を展開している。

たとえばキャリア教育では、必修科目を含んだキャリア開発教育科目を 1 年次から始め、3 年次のインターンシップへとつなげるように科目を配置している。また 2019 年度には、多くの女性が遭遇するライフステージごとの心理的危機と身体的課題への対応などを学ぶ「女性みらい」（資料 4-37【ウェブ】）を新設している。こうした女子大学としての特色を帯びたキャリア教育のプログラムは、キャリア開発教育科目委員会が中心となって全学的に策定・実施している（資料 6-24）。

また専門教育において、独自の取り組みを行っている学科もある。たとえば文学部日本語日本文化学科では、早い時期からキャリア意識を持たせるために、1 年次開講科目として「日文キャリア」を設けている（資料 7-49【ウェブ】）。これは、様々な業種で活躍する学科 OG を招き、実際の職業内容、就業形態や、それぞれのキャリア獲得過程の話を聞くことで、明確なキャリア形成のイメージを抱かせることを狙ったものである。

また生活環境学部環境デザイン学科では、1 年次に「入門演習」（資料 4-20【ウェブ】）、2 年次に「基礎演習」（資料 7-50【ウェブ】）の科目を設け、3 年次には「キャリア懇談会」（資料 7-51）を開催することで、早期からの確にキャリアを意識するように支援している。「入門演習」では、企業から講師を招いて大学の学びと社会について、「基礎演習」では学びたい専門分野と卒業後のキャリアについて、「キャリア懇談会」では業種別の仕事像について考え、段階的に具体的なキャリア形成を意識できるようにしている。

こうした在学中のキャリア教育を踏まえ、卒業後の就職に向けた支援も実施している。具体的には、大学事務部学生支援部にキャリア支援センターを設置し、8 名（常勤 5 名・非常勤 3 名）のスタッフで学生の就職支援を行っている（資料 7-42、第 18 条第 11 項

（資料 4-95、27）。とりわけ学生個人に合わせた個別指導に注力しており（資料 7-52【ウェブ】）、また OG によるキャリアカウンセラー、就職活動を終えた学生もそれぞれの経験を活かした後輩に対する就職支援を行っている（資料 7-53【ウェブ】）（資料 7-54）。このほかにも、キャリア支援センターでは、資格取得や就職対策など、学生のキャリア形成のために「キャリア・アップ講座」を開催・運営している（資料 7-55【ウェブ】）。

第7章 学生支援

またこのキャリア支援センターでは、就職活動に必要な知識や技術を学ぶことができるよう、定期的なガイダンスをはじめ、約60を超えるプログラムを体系的に実施するとともに、書類選考・面接選考など各段階での採用試験対策も行っている（資料7-56【ウェブ】）。

一方、博士課程では、その専門的な学識をより高める機会を設けることで、キャリア形成に結びつけている。すなわち学内での「学位論文・特定課題発表会」（資料7-57【ウェブ】）や「学位論文発表会」（資料7-58【ウェブ】）を開催による学生の成果報告の場の設定、また指導教員・副指導教員が関連学会等の紹介による学会発表の奨励などである。また、後期課程在籍者の論文発表の場として『金城学院大学大学院文学研究科論集』（資料7-59【ウェブ】）および『金城学院大学大学院人間生活学研究科論集』（資料7-60【ウェブ】）が刊行されている。また、学外での学会発表のために必要となる交通費・宿泊費を補助するために大学院学生学会発表旅費交通費助成の制度が整えられている（資料7-26）。

このほか、本学では、学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援も執り行われている。具体的には、大学学生会および59団体のクラブ・サークルが組織するサークル協議会の活動・運営を学生生活支援センターが支援しており、すべてのクラブ・サークルに部室を用意している（資料7-61）（資料1-7【ウェブ】、15頁）。なおこれらの課外活動における活動費に対し、大学父母会がこれを支援している。また課外活動で優秀な成績をあげた個人・団体を表彰（学長賞・学部長賞）し、さらなる活動を促すよう支援している（資料7-62）。また、2017年度には、夏期合宿費補助制度を新設し、同年度には17団体へ補助費を支給するなど、クラブ・サークル活動の活性化を図っている（資料7-63）。

以上のような制度として整えられた学生支援のほかに、学生の要望に対応した学生支援を適切に実施すべく、全学生に対し3年ごとに「学習と学生生活アンケート」（資料4-95）を行っている。なお後述するように、直近では2020年12月に、COVID-19の感染拡大下における学生生活の状況を把握すべく、「コロナ禍における学習と学生生活アンケート」としてこれを実施し、その結果を全学的に共有し学生支援に役立てている（資料2-37）。

このように本学では、適切に整備された学生支援体制を通して、学生の修学や正課外活動、また学生生活や進路選択等への支援を実施している。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性に関する全学的な点検・評価については、3年ごとに「学習と学生生活アンケート」（資料4-95）を実施している。この調査結果を通して、各部門や事務部等においては、学生生活の実態と意識を把握するとともに、教育における諸課題の解決や学生を支援する取り組みの適切性を検証し、必要に応じて改善・向上を行っている。

なお2020年度には、COVID-19の感染拡大下における学生生活の状況を把握すべく、学生生活の満足度やストレスチェックを測定するため、当初2021年度に実施する予定であった同アンケートの内容を一部改変し、「コロナ禍における学習と学生生活アンケート」として前倒して実施している。このアンケートはIR室が分析し、その結果は内部質保証推進会議を通じて学内に共有され、学生支援の改善・向上に活用されている（資料2-37）。

たとえば、2020年度入学生が他の学年と比べて全体的な満足感が有意に低いことや、教員とのコミュニケーションが生活上の不安を和らげストレスチェックの合計点を下げていることが明らかとなり、アドバイザーを始めとした教員から2020年度入学生に対する積極的な支援が必要であることが、内部質保証推進会議を通して、全学的に共有されるに至っている（資料7-64）。

また全学的な学生支援を主として担っている大学学生生活委員会は、毎年度、自己点検・評価として当年度の「活動計画」に基づいた「活動報告」を作成している（資料5-43【ウェブ】、8頁）。この内容は、内部質保証推進会議（2019年度以前は大学自己評価委員会）において検討され、これに基づく改善・向上の指示とその結果の確認がなされる体制となっている。

学科・専攻においては、「活動報告（教学関係）」の「DPにもとづく教育効果数値目標」（2019年度以前は「教育効果数値目標」）に基づき、学生の進路に関する支援の適切性について、毎年度、自己点検・評価し、次年度の計画を立案している（資料4-57、4～24頁）。この内容は、教育課程編成会議（2019年度以前は大学自己評価委員会）において検討され、改善の指示およびその改善結果の確認がなされる体制となっている（資料2-14、第5条第5号）。

第7章 学生支援

こうした体制のなかで、たとえば大学学生生活委員会は、学生マナーの向上が必要であることを踏まえ、学生生活支援センターを通して、マナー啓発のために冊子『KINJO MANNER BOOK』（資料 7-65）を作成し、学生への配布を行った。これとあわせて、最寄りの駅から大学までの通学路における警備員を適宜配置することで、かつて多数寄せられた近隣の通学路および学生が最も多く利用する名鉄瀬戸線電車内に関する苦情は一桁台を維持しており、学生マナーの改善がみられるようになっている。

このように本学では、学生支援の適切性について定期的あるいは緊急的に点検・評価を行う体制と整え、またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているところである。

（2）長所・特色

〈学生支援の体制〉 本学では、学生支援をより丁寧に行えるよう、学科専任教員によるアドバイザー制度を導入し、修学支援、生活支援、進路支援など多面的な支援を行える体制を整えている。導入当初（2012年度）には、「窓口や相談相手」としてのアドバイザーに対して、「利用したり接触したことがないのでわからない」と回答した学生が35.2%も存在したが、制度の定着につれて認知度も向上し、2018年度には17.4%と約半分にまで縮小し、利用している学生における肯定的評価も96.2%にまで至っている（資料 4-95、39頁）。こうした評価向上の背景には、アドバイザーによる学生面談やオフィスアワーの設定、また学生指導に必要な個人情報を管理するデータベースである「K-カルテ」の活用やその機能の充実などがあると考えられる。また、学生を身心面で支援する学生相談室の対応については、利用者の95.6%の学生が肯定的評価をしており、その支援が適切であることを示している（資料 4-95、32頁）。

〈地域における就職支援の強化〉 学生には東海三県（愛知・岐阜・三重）への就職を希望する傾向が強いが、これまで三重県や岐阜県の就職支援は愛知県に比べ手薄であった。そこで、三重県や岐阜県と就職支援に関する協定を締結し、該当地域における就職活動の支援を強化している（資料 7-66）。これにより、学生に対する企業情報や各種イベントの案内や合同企業説明会の開催、またIターンやUターン就職に関する情報交換などが活発になった。

〈博士課程学生に対する就学支援〉 本学大学院では、将来の研究者となる女性に対し、その様々なライフステージに合わせて修学できるような体制を整えている。具体的には、

第7章 学生支援

「金城学院大学大学院長期履修学生規程」を定め、職業・出産・育児・介護、その他学業に専念できない事情等がある場合、長期履修学生として規定の修業年限を超えて在籍し、一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修することを可能としている（資料7-67）。

（3）問題点

「学習と学生生活アンケート」は、本学における学生支援の現状把握に大きく寄与している。しかしこれまで質問様式を基本的には改めてはならず、その内容の精査が必要である。IR室を中心に2020年度に実施したCOVID-19への対応に関する緊急アンケートの結果を踏まえつつ、質問項目の入れ替えなどを進め、より適切な現状把握とその活用を図っていきたい。

本学における学生支援に関する取り組みは、大学学生生活委員会を中心に、各学部・学科そして教員の各レベルで行っている。しかしながら、その対象はもっぱら学士課程学生が中心となっているのが実際である。今後は、博士課程学生を対象とする学生支援、とりわけキャリア教育を中心とした体制整備についての検討を進める必要がある。

（4）全体のまとめ

本学の学生支援は、各学科におけるアドバイザー制度を基礎として、入学から卒業に至るまでの一貫した支援体制となっている。学生支援に関する全学的な計画は、大学学生生活委員会においてまとめられ、学生生活支援センターや各学部の学生生活委員会を中心にこれが実施されている。また各学科においては、学科学生生活委員が主体となって、全学的な取り組みを踏まえつつ、その独自の学生支援を展開している。

学生の生活や志向また大学に対するニーズは、時代によって変化している。学生支援の質の向上には、こうした変化について様々な調査や情報収集を通して把握し、学生の実態やニーズを踏まえた取り組みを充実させていく必要があると言える。今後は、2019年度に設置されたIR室を中心に、こうしたデータの集積と解析をさらに進めていきたい。

以上のことから本学における学生支援には、いまだいくつかの課題が残されてはいるものの、学生に寄り添った支援の体制が整えられており、適切に展開されていると判断するものである。